

## 1.1 概要

支部は、「日本溶接協会30年史」及び「40年史」で述べているように、各支部設立の経過と歴史的な背景、地元組織及び既存団体との関係、各支部の独自性によってそれぞれ運営形態が違ふ。さらに、発足当時の情勢と時代背景の変化とともに支部の位置付けが変わってきている。

本部は、常に社会情勢の変動に伴う支部活動の変化及び支部からの要望などに対応してきた。1978(昭和53)年に、組織検討委員会において支部組織整備計画(案)を立案して、支部連絡懇談会で支部の意見をまとめるとともに、計画案を

施に移し、全国支部委員会、各地区支部委員会を設立させた。

日本溶接協会は、1999(平成11)年に創立50周年を迎えることを契機に、協会の21世紀に向けた体制作りを策定するため、21世紀体制検討委員会を設立して、定款改正を含む体制の見直しを検討している。その検討課題の一つとして、支部の位置付けを取り上げ、上記のような支部の独自性などを十分に考慮しながら、本部と支部の関係について改めて支部の意見を集約するアンケートを実施し、定款改正に反映させている。

## 1.2 支部の位置付け

### (1) 協会創立当時：1949(昭和24)年

定款第14条「各部に必要に応じ評議員会に図って地方に支部を置くことができる」

終戦直後、全国の各市町村に溶接専門者と称するガス溶接屋が店開きをして、地域周辺の器具・道具などの修理や改造に必要な業種になった。それらが溶接材料などの資材不足対策のために組合へと発展し、それが県単位になり、全国組織である全日本溶接工業会が結成された。

日本溶接協会は「日本溶接協会設立構想」を策定する中で、産業別部会組織として、この全日本溶接工業会を第3部会(瓦斯溶接業者関係)とし、そこに所属している各県組合を各県支部とした。

### (2) 1955(昭和30)年

定款第5条「本会は評議員会の議決を経て必要な地に支部をおくことができる。支部に関する必要な事項は評議員会の議決を経て別に定める」

定款第8条2.の会員資格「B種団体会員は個人または法人よりなる溶接に関し地域的に結成された組合あるいは、協会等の団体にして本会の支部規則に定める要求に適合したものである」

定款第10条「各会員の総会に関する表決権はB

種団体会員1個」

したがって、支部はB種団体会員であり、表決権を有した。

### (3) 1957(昭和32)年

1957(昭和32)年に、支部に関する細則を規定した。

細則第22条：都道府県に地域的に統一結成された溶接等に関する協会・組合等の団体が、本会のB種団体会員になった場合、その団体を本会の支部と認めることができる。

細則第23条：支部に関する事項は、別に理事会の議を経て本会支部規約を作成する。

細則第24条：地域的に関係のある支部間には理事会の承認を得て支部連合会を結成することができる。

### (4) 1961(昭和36)年

定款第5条「本会は評議員会の議決を経て必要な地に支部をおくことができる。支部は、個人または法人よりなる溶接に関し地域的に結成された組合、あるいは協会等の団体にして、本会の支部規則に定める要求に適合したものである。部会に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て別に定

める」

定款第8条「団体会員は、溶接に関する事業または業務を行っている会社、事業所、営業所等にして本会の主旨に賛成し、本会の事業を支持するものおよび支部とする」

定款第9条「団体会員は、これを特級、1級、2級及び3級に分ける」

したがって、支部は8条による団体会員となった。

さらに、1968（昭和43）年4月に全国支部長連絡懇談会を行い、支部関連事項について討議し、支部に関する定款改正案を提出した。

(5) 1969年（昭和44年）12月

定款第5条「本会は、理事会を議を経て、必要な地に支部を置くことができる。ただし、原則として1都道府県に1支部とする。その構成は、その地区に所在し、本会および支部の行う事業活動を支持する会社、事業所、営業所または個人とする。支部に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める」に変更され、支部は会員ではなくなった。

### 1.3 活動状況

全国支部委員会は本部委員及び地区支部委員長（9地区）で構成し、地区支部委員会を通じて、本部と支部間、支部間の連絡調整並びに支部の発展向上を図るため

地区支部委員会の基本的な活動方針の検討

地区支部委員会を通じて支部の育成強化

地区支部委員会を通じて支部の意向の集約

地区支部委員会活動のための調査研究

その他目的達成に必要な事項

について活動を行っている。表1.1に会員状況を示す。

さらに、本部と支部間の主な事業関係は、次のようになっている。

(1) 溶接技能者評価試験（JIS検定試験）業務関係

支部は各地区溶接技術検定委員会から依頼された業務（試験事務と試験場の準備など）を行っている。また、第14編「資料」にもあるように、近

支部に与えられていた表決権は、支部長又はそれに代わる者が個人会員に推薦委嘱されるため、表決権は継続して持つことになった。

(6) 1999（平成11）年5月31日（平成11年）

第5章 組織（支部及び支部に関する委員会）

定款第33条「本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。ただし、原則として1都道府県に1支部とする」

2. 支部の構成は、その地区に所在し、本会及び支部の行う事業活動を支持する法人、団体、事業所、営業所又は個人とする。

3. 本会は、支部との連絡及び調整を図るため、必要な委員会を置くことができる。

ただし、(6)項に示す条文は定款改正案（平成11年度通常総会承認後、通商産業大臣へ提出済み）に含まれるものである。また、定款改正に伴う細則の改正案では、本部・支部の現状の関係を明確化させるため、支部を商法で規定する「代理商」として位置付けることとしている。

年では全国でこの評価試験を受験する人は10万人を超えており、直接受験者に対する窓口業務を行っている。

この制度（溶接技術検定制度）は溶接技能者要員認証制度として日本適合性認定協会（JAB）から1999（平成11）年3月9日付けで認定（協会は認証機関として）を受けた。そのため、支部での実施内容は変わらないが、各支部は要員認証活動の関連機関として各地区検定委員会と契約を結ぶことによって、検定の取扱い業務を行うことになっている。

(2) 溶接技術競技会関係

全国溶接技術競技会（1998（平成10）年度第44回は、長野県で開催）は本部主催ではあるが、毎年各支部を巡回開催している。さらに、全支部はこの競技会に参加するため、支部単位での予選会を行っている。

表 1.1 支部関係の会員状況 (1998年3月31日現在)

支部名	団体会員数	個人会員数	賛助会員数
北海道札幌	176	0	5
北海道函館	85	15	3
北海道室蘭	122	-	3
北海道帯広	98	-	9
北海道旭川	112	0	11
北海道北見	100	-	6
北海道釧路	73	-	5
青森県	64	-	-
岩手県	111	-	3
宮城県	337	22	8
秋田県	327	84	4
山形県	364	18	-
福島県	543	69	14
茨城県	386	743	11
栃木県	218	8	6
群馬県	10	1,652	-
埼玉県	490	665	-
千葉県	361	76	-
東京都第一	622	1,234	-
東京都第二	84	419	-
神奈川県	363	1	-
新潟県	-	8	264
山梨県	68	0	11
長野県	833	4	-
富山県	211	5	-
石川県	97	-	-
福井県	264	-	-
岐阜県	120	0	4
静岡県	524	-	2
愛知県	225	-	-
三重県	282	-	3
滋賀県	90	17	-
京都府	144	14	2
大阪府	555	1,251	-
兵庫県	875	414	-
奈良県	139	51	11
和歌山県	86	30	-
鳥取県	101	-	-
島根県	151	16	3
岡山県	239	1	-
広島県	152	68	-
山口県	101	1,060	0
徳島県	185	16	-
香川県	220	12	-
愛媛県	-	-	147
高知県	137	1	-
福岡県	349	1,822	-
佐賀県	134	7	-
長崎県	329	322	-
熊本県	281	103	2
大分県	165	3	0
宮崎県	217	63	4
鹿児島県	227	34	11
沖縄県	105	296	3
合計	12,652	10,624	555
平均	243	259	20

## (3) 各種講習会

労働安全衛生規則によるアーク溶接特別教育を約10支部が行っており、溶接技術検定のための講習会は30数支部が行っている。

## (4) 機関誌・紙その他の配布

当協会機関誌・紙である「溶接技術」及び「溶接ニュース」と「受験の手引」など技術図書の頒布をしている。

## (5) 技術相談及び指導

技術相談及び指導を随時行っている。

## (6) その他

その他本部からの依頼事項の他に支部独自の事業など広範囲の活動をしている。